

止めよう! 変形労働制 96

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.96

全北海道教職員組合

2020.11.19

「1年単位の変形労働時間制」について、道教委と2回目の交渉⑪

「業務量の縮減」は、「図る」ことのみが規定されており、縮減の結果は確認しない

●「学校に関する措置」として「長期休業期間等における業務量の縮減を図る」

「指針」には、「教育職員に関する措置」とは別に、「学校に関する措置」が規定されています。これは、制度を活用する当該教員に限らず、学校全体として措置を講ずる必要があるものです。

この措置として、「本制度の適用前と比較して、部活動、研修その他の長期休業期間等における業務量の縮減を図ること」という規定があります。

3 学校に関する措置

サービス監督教育委員会及び校長は、対象期間において、本制度の対象とする教育職員が属する学校について以下の全ての措置を講ずること。

- イ 部活動、研修その他の長期休業期間等における業務量の縮減を図ること
- ロ 超勤4項目の臨時又は緊急のやむを得ない業務を除き、職員会議、研修等の業務については、通常の正規の勤務時間内において行うこと
- ハ 全ての教育職員に画一的に適用するのではなく、育児や介護を行う者等については配慮すること

●「業務量の縮減を図る」ことの措置は、教育委員会と校長が講じる

「長期休業期間中における業務量の縮減を図る」のですから、どれだけの業務量が縮減されたのかをしっかりと把握しなければ、規制の意味はありません。

縮減されたということを誰がどのように判断するのか、そのための調査等は実施するのか、交渉で質問しました。



《道教委の回答》

サービス監督教育委員会及び校長が、その措置を講ずることとされています。

●「縮減を図る」ことのみが規定されており、実際に縮減されたかは確認しない

この道教委の回答は、要するに、「縮減を図る」という措置を教育委員会や校長が講ずるのであって、それによって実際に長期休業期間中の業務量が縮減されたのかどうかの判断も、そのための調査等の実施も行わないということです。教育委員会や校長が「縮減を図った」と言うだけでいいということであれば、実際に業務量が縮減されたかどうかは問題にならず、この措置は全く意味を為さなくなります。

このような意味を為さない措置を定めている条例案を、全国に先駆けて道議会に提案した道教委の態度は無責任であり、直ちに撤回するべきです。